

## 生徒心得(定時制)

多様化の進む世の中で生き抜くために、本校定時制では社会で通用する人間に成長することを目標としている。そのためには、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、主体的に学ぶ態度や他を思いやる心を備えることが大切である。この生徒心得には、本校で「明るく 元気 一生懸命に」充実した学校生活を送るための約束事と心構えが書かれている。しっかりと内容を理解し、自らすすんで毎日の生活に活かすことができるよう心がけよう。

### 1 学習及び考査

- (1) 学習は礼儀正しく節度ある態度で授業に専念する。
- (2) 予習、復習につとめ、たえず学力の向上を図る。
- (3) 課題などの提出物はその期日を厳守する。
- (4) STや授業開始後に登校した場合、一度職員室へ立ち寄ってから教室へ入る。
- (5) 授業中に教室外へ出るときは教科担任の許可を得る。
- (6) 定期考査を欠席する場合は、あらかじめその理由を HR 担任まで申し出て、病院にかかったことを証明する書類等を提出する。

### 2 特別活動

- (1) ホームルームや学校行事は必ず出席する。
- (2) 特別活動には自分の立場をよく考え建設的な態度で参加する。
- (3) 特別活動には部顧問や HR 担任の指導を受けて連絡を密にする。
- (4) 各種の運動競技試合にはフェアプレーの精神で臨み、最善を尽くす。

### 3 出席・欠席・遅刻・早退

- (1) 予鈴までに登校して欠席・遅刻をしないようにする。
- (2) 病気その他の理由により、欠席・遅刻・早退をするときは事前に HR 担任に連絡する。
- (3) 授業時間中校外に出る必要があるときは HR 担任の許可を受ける。
- (4) 終業後 15 分の下校時間を固く守る。ただし、顧問付添の部活動や補習等の場合、1 時間程度延長することができる。

#### 4 校内や校外の生活

- (1) 明瞭で正しい言葉づかいを心がける。
- (2) 服装は制服とし、いつも清潔に保つ。
- (3) 頭髪はきちんと整え、いつも清潔に保つ。
- (4) 何らかの事由により規定に則ることができない場合は、異装届を提出し、許可を得る。
- (5) 貴重品は必ず身につけておく。
- (6) 紛失、拾得物は生徒指導部に申し出る。
- (7) 校舎、校具その他の公共物は丁寧に扱う。破損したり紛失したりした時は HR 担任に申し出る。
- (8) 校具を使用したときは所定の場所に整理しておく。
- (9) 所持品には必ず記名する。
- (10) 不要な金銭や貴重品は持参しない。
- (11) 物品や金銭の貸借はしない。
- (12) いかなる場合も暴力に訴えることはしない。
- (13) 喫煙、飲酒、万引き等法律に違反することはもちろん、道徳に反する行為は厳に行わない。

#### 5 保健衛生・安全

- (1) 定期健康診断などは必ず受ける。
- (2) 校内美化に努める。
- (3) 窓を開けて通風換気に努める。
- (4) 非常災害に備え、予め避難経路と連絡手段等を確認しておく。災害等が発生した場合は、落ち着いて行動する。

#### 6 交通安全

- (1) 自転車で通学する生徒は、定期的に車両を各自で点検し、必要に応じて整備を施す。登下校の際は所定の場所に駐輪した上で施錠する。
- (2) 交通事故に遭ったり違反があったりした場合は、すみやかに HR 担任又は生徒指導部に申し出る。
- (3) 新たに運転免許を取得した者は、生徒指導部に申し出る。
- (4) 自家用車や原動機付自転車等は、校内校外を問わず、生徒どうしが同乗してはならない。
- (5) 就業等により、始業時間に間に合わない等の事由から、やむを得ず自家用車や原動機付自転車等により通学する必要がある場合には、事前に必ず生徒指導部の許可を得る。自家用車や原動機付自転車等による通学は許可制とし、車種や規格等は通学に必要な最小限のものとする。
- (6) 改造車等、通学に不相当と判断した自家用車や原動機付自転車等で通学してはならない。

## 7 その他

- (1) 学校諸費は所定の期日までに必ず納付する。
- (2) 納付する際には、生徒手帳を持参し、必ず領収印を受ける。
- (3) 証明書等の発行願や保護者・家族現住所、勤務先などに変更のあった時は HR 担任に届け出る。

令和5年度に向けて、校則を一部改定した。今後も随時検討することとし、必要に応じて見直していく。生徒と教員の対話を通じた、校則の見直しを行うことで、生徒の主体性が発揮されることを目指していく。

### 改定の過程

- ① 生徒会と教員で意見交換を行う
- ② 生徒指導部で原案を作成する
- ③ 職員会議等で提案し、検討する
- ④ 生徒と教員で再度意見交換を行う
- ⑤ 改定内容を生徒と教員に周知徹底し、相互に理解を得る